

報告第 2 2 号

専決処分の報告について

町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

専決第13号

自動車破損に係る損害賠償の額の決定について

町管理敷地内の施設倒壊によって発生した自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年10月11日 専決

おいらせ町長 三 村 正太郎

処分理由

平成28年8月31日に発生した、町管理敷地内の施設倒壊による自動車破損に係る損害賠償について、賠償額が確定したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により専決処分するものである。

別紙

1 相手方

(所有者) おいらせ町在住者 (乙)

2 事故の概要

平成28年8月31日、おいらせ町青葉九丁目140番地1781において、前日の台風10号の影響により、おいらせ町(甲)が管理する学校施設(木ノ下小学校敷地内プレハブ小屋)が倒壊し、当該施設の飛散物によって(乙)所有の乗用車、右フロントバンパーを傷付けたもの。なお、当該施設は以前より傾きが確認されていたが、対処が遅れたことによって、今回の結果を招いたものである。

3 損害賠償額

金 34,506円

内訳 車両損害に対する賠償の金額 34,506円

4 示談の内容

甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として金34,506円を乙指定口座に支払う。なお、本件示談の他、甲乙間には一切の債権債務関係が無いことを確認する。